

平成 29 年 7 月 13 日

津市波瀬太陽光発電所造成事業に係る
環境影響評価方法書
についての住民意見と事業者の見解

意見件数	1 件
提出者数	1 名

株式会社 サクシードインベストメント

●住民の意見の概要及び事業者の見解

環境影響評価方法書に対する住民からの意見(次頁左欄)及びそれに対する事業者の見解(次頁右欄)は、次のとおりです。

なお、意見書については、縦覧場所3箇所にて1通提出されていたが、一志総合支所及び波瀬出張所に提出された意見書の氏名欄が同一であったこと及び、「此の意見書は、平成29年6月20日津市役所3階に設置されました意見書箱へ投函されました文書と同文であります。」の記載があったことから、3通を同一意見と判断し、「意見件数：1件、提出者数：1名」としたものです。

意見 番号	意見者 番号	住民意見	事業者の見解
1	1	<p>1、) 三重県環境影響評価条例 平成十年十二月二十四日 三重県条例第四十九号 目次 第三章 第一節 方法書の作成等と第五条—第十条と明記がある。</p> <p>2、) 第五条第二号には(対象事業計画を策定するに至った経緯等を含む。)等と文章に明記されているが何故表記されないのか理由を知りたい。例えば3、)</p> <p>[黒塗り]、他4、)</p> <p>[黒塗り] 5、)</p> <p>[黒塗り] に平成28年3月3日付けで [黒塗り] が為されたが平成26年6月30日付けで [黒塗り]</p> <p>[黒塗り] 35.28MWから50MWにどうして増加したのか 2) 番の様式が欠けたのは何故、回答賜わりたい。 以上</p>	<p>日照条件や送電インフラの立地条件等を勘案するとともに、造成計画を行う上で、平たんに造成し土量のバランスをとることから、今回の事業実施区域を計画したものです。</p> <p>発電規模の表記につきましては、パネル容量の50MWを示したものであり、パワーコンディショナー容量につきましては35MWの計画です。なお、経済産業省への申請はパワーコンディショナー容量の35MWで行っています。</p>

※個人情報等係る事項については、情報保護の観点から黒塗とした。